

役員等報酬および費用弁償規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人聖家族の園(以下「法人」という。)の役員および評議員(以下「役員等」という。)の報酬および費用弁償に関する事項を定める。

(報酬)

第2条 法人の役員等に対して報酬を支給しない。

(費用弁償)

第3条 役員等が、研修等の会議に出席するため、あるいは法人の業務のために旅行したときは、その費用を弁償する。

2 費用弁償額は、役員等の居住地から計算し、職員の旅費規程に準じて、交通費の実費額とする。

3 日当および宿泊料は、次のとおりとする。

日 当	移動を含めず3時間以内の場合	3,000円
	上記以上の場合	5,000円
宿泊料	1泊につき実費相当額	

(改 廃)

第4条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行うものとする。

附 則

この規程は、平成20年1月1日より施行する。